

第3節 ボランティア活動の環境の整備

災害時のボランティアによる幅広い分野での協力が、その後の応急対策活動を左右すると言っても過言ではない。そのため、本町及び関係機関は、ボランティア意識の高い社会づくりに努めるとともに、活動分野の需要の受入れ及び連携を図る体制整備を推進し、ボランティア活動の環境の整備を図るものとする。

第1 基本的な考え方

ボランティアは、自主的・自発的に活動するものであるが、災害時には一定の情報が無いと効果的な活動を行うことができない。災害時におけるボランティア活動が有効かつ機能的に発揮されるためには、本町の災害対策本部との連携・支援が必要となることから、本町とボランティアとの関係を明確にする必要がある。

- 1 本町は、ボランティアの自主性を尊重する。
- 2 ボランティアの受入れや活動方針の決定、人員の検討についてもボランティアの自主性を尊重する。

第2 受入れ窓口の整備

本町と忠岡町社会福祉協議会は、平常時から災害時に活動するボランティアの受入れ、活動の調整を行うための窓口設置及び運営について、大阪府及び大阪府社会福祉協議会等と連絡調整に努める。

第3 事前登録

本町は、大阪府が行うボランティアの事前登録の普及・協力を努める。

第4 人材の育成

- 1 関係機関は、ボランティア活動の中核を担えるコーディネーターの養成に努める。
- 2 本町は、防災とボランティアの日（1月17日）及び防災とボランティア週間（1月15日～21日）の諸行事を通じ、ボランティアの意識の高揚等に努める。

第5 活動支援体制の整備

本町は、災害時のボランティアに対する活動拠点や情報の提供について、予め計画する。

1 ボランティアコーナーの設置

災害状況に応じて町庁舎、避難所、配送物資拠点等に活動拠点となるよう、ボランティアコーナーを設置する体制の整備を図る。

2 情報の提供

ボランティアが円滑に活動できるよう、事務用品その他必要機材を準備する体制及び常に最新の災害情報を提供できる体制の確保に努める。